

1. 目的

愛知淑徳大学（以下「本学」という。）は、本学における知的財産の創出、保護・管理、その活用等に関する基本的な考え方を、愛知淑徳大学知的財産ポリシーとして定める。

2. 適用対象者

本ポリシーの対象者は、本学の専任教員、本学と雇用契約を交わした者、本学において研究に従事する学生並びに本学と発明にかかわる契約を交わした者（以下、「教員等」という。）である。

3. 知的財産の帰属、承継等

（1）原則機関帰属

本学の教員等が本学の資金、施設、設備その他の資源を使用して行った研究により生じた発明等は職務発明等とし、その知的財産にかかる権利は、原則として本学が当該権利の承継を受けるものとする。ただし、発明等を本学が承継しない場合は、発明者に帰属するものとする。

（2）権利の承継

知的財産の本学への承継にあたっては、発明者の意向を聴取した上で、本学が判断する。

（3）知的財産に係わる規程等

本学で管理する知的財産の取扱いについては、別途必要な諸規程を設け、その発明者の権利を保障し、教員等の研究遂行意欲の向上を図るとともに、知的財産の効率的・効果的な活用を通じて社会貢献に資するものとする。

4. 知的財産の取扱い

（1）発明等の取扱いの原則

本学の教員等は、職務発明等をした場合、知的財産委員会に届け出るものとする。

知的財産委員会は、発明等を承継するか否かについて、速やかに委員会において評価を行い、決定する。本学が承継すると判断した発明等については、本学がその責任のもとに出願から権利化までの手続、さらには技術移転活動等の交渉・契約にあたり、その事業化を促す。その際、外部の技術移転機関等との連携のもと効率的・効果的に行う。

本学は、発明に係る権利を承継し出願した場合には、発明者に補償金を支払う。また、本学が知的財産の活用から収入を得た場合は、研究活動を活性化することを目的として、発明者に適切に分配する。

（2）研究成果有体物についての取扱い

本学の研究活動に関わる過程で生じた研究成果有体物については、本学がその管理主体となり、研究成果有体物を適正に管理するとともに、その活用を通じて研究の発展及び社会貢献を促進する。

5. 守秘義務

教員等は、発明等について適切な秘密管理に努めるとともに、外部への開示にあたっては本学と協議するものとする。